

平成 2 7 年 第 1 回  
羽 幌 町 国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会  
議 案

日 時 : 平成27年 6月25日(木) 午後4時30分から

場 所 : 羽幌町役場 幹部会議室 (2階)

# 議 事 日 程

1. 開 会

2. 町 長 あ い さ つ

3. 議 案

議案第1号 羽幌町国民健康保険運営協議会会長及び職務代理者の選任について

- ① 会長あいさつ
- ② 議事録署名委員の指名

4. 報 告

報告第1号 国民健康保険税賦課限度額の改正について

報告第2号 平成26年度国民健康保険事業経理状況について

5. そ の 他

議案第1号

羽幌町国民健康保険運営協議会会長及び職務代理者  
の選任について

国民健康保険法施行令第5条により、会長及び職務代理者を次のとおり  
選任する。

平成27年 6月25日 提出

羽幌町長 駒井久晃

1. 会長
2. 職務代理者

※ 参考 国民健康保険法施行令

- 第五条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、  
全委員がこれを選挙する。
- 2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

報告第1号

国民健康保険税賦課限度額の改正について

このことについて、別紙のとおり報告します。

平成27年 6月25日 提出

羽幌町長 駒井久晃

報告第2号

平成26年度国民健康保険事業経理状況について

このことについて、別紙のとおり報告します。

平成27年 6月25日 提出

羽幌町長 駒井久晃

# 羽幌町国民健康保険運営協議会説明会資料

平成27年6月25日（木曜日）

- 1 国民健康保険税賦課限度額の改正について
- 2 国民健康保険事業経理状況について

羽 幌 町 福 祉 課

## 1 国民健康保険税賦課限度額の改正について

国民健康保険税の賦課額は、基礎賦課額（医療分）、後期高齢者支援金等賦課額（支援分）及び介護納付金賦課額（介護分）の合算額であり、それぞれが応益負担部分（被保険者均等割・世帯平等割）と応能負担部分（所得割・資産割）により構成されていますが、たとえ保険税負担能力がある世帯であっても、受益の限度と懸け離れた保険税が賦課されることは望ましくないとの考えから、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額のそれぞれについて、賦課額の上限（賦課限度額）が設けられております。

賦課限度額の引上げは、医療費の増嵩に伴う国保税総額の増加が避けられない中、より所得の高い世帯に新たな負担を求めることで、負担感が重いといわれる中間所得層の負担軽減を図ることを目的として、厚生労働省で毎年度試算を行い見直しが行われており、平成27年1月14日に閣議決定された平成27年度税制改正大綱を踏まえ、平成27年4月1日より国保税の賦課限度額が基礎課税額を1万円引き上げ52万円、後期高齢者支援金賦課額を1万円引き上げ17万円、介護納付金賦課額を2万円引き上げ16万円と設定されました。

### ●地方税法の賦課限度額の推移

	基礎賦課額	後期高齢者支援金等賦課額	介護納付金賦課額	合 計
平成21年度	47万円	12万円	10万円	69万円
平成22年度	50万円	13万円	10万円	73万円
平成23年度	51万円	14万円	12万円	77万円
平成26年度	51万円	16万円	14万円	81万円
平成27年度	52万円	17万円	16万円	85万円

羽幌町の賦課限度額についても、地方税法の改正と同様に中間所得層の保険税負担が増大しないよう、限度額に達する世帯の割合が高くなることへの対応として限度額の引き上げを行ってきており、現行の賦課限度額は次のとおりとなっております。

●羽幌町の賦課限度額の推移

	基礎賦課額	後期高齢者支援金等賦課額	介護納付金賦課額	合 計
平成21年度改正(平成22年度賦課分)	47万円	12万円	10万円	69万円
平成22年度改正(平成23年度賦課分)	50万円	13万円	10万円	73万円
平成23年度改正(平成24年度賦課分)	51万円	14万円	12万円	77万円
平成26年度改正(平成27年度賦課分)	51万円	16万円	14万円	81万円

上記のとおり、羽幌町の制度改正による賦課限度額の引き上げについては、条例改正後に遡及適用させていないことから、翌年度賦課分から地方税法上の賦課限度額を適用しており、低中所得者の国保税負担の軽減を図るとともに、後期高齢者支援金分及び介護納付金分に係る税財源を確保するため、本町の国民健康保険税の賦課限度額を次のとおり改正を行う予定であります。

●羽幌町の賦課限度額の推移(案)

平成27年度改正(平成28年度賦課分)	52万円	17万円	16万円	85万円
---------------------	------	------	------	------



2 国民健康保険事業経理状況について

(単位:円)

収 入				支 出							
科 目		平成26年度	平成25年度	増 減 額	科 目		平成26年度	平成25年度	増 減 額		
保 險 税	一 般 被 保 者 分	医療給付費分	141,508,220	147,004,532	△ 5,496,312	保 險 給 付 費	総 務 費	療養給付費	33,626,930	34,979,960	△ 1,353,030
		後期高齢者支援金分	44,261,558	46,233,821	△ 1,972,263			療養費	610,312,909	682,660,687	△ 72,347,778
		介護納付金分	20,752,685	21,653,312	△ 900,627			小 計	3,025,178	3,321,028	△ 295,850
	計	206,522,463	214,891,665	△ 8,369,202	高額療養費			613,338,087	685,981,715	△ 72,643,628	
	退 職 者 等 被 保 者 分	医療給付費分	5,983,600	6,760,171	△ 776,571			高額介護合算療養費	71,921,435	87,473,433	△ 15,551,998
		後期高齢者支援金分	1,965,095	2,185,791	△ 220,696			高額介護合算療養費	0	0	0
		介護納付金分	1,993,215	2,257,652	△ 264,437			出産育児諸費	0	0	0
	計	9,941,910	11,203,614	△ 1,261,704	葬祭諸費			1,260,000	3,780,000	△ 2,520,000	
	計	216,464,373	226,095,279	△ 9,630,906	計			130,000	110,000	20,000	
	国 庫 支 出 金	療養給付費等負担金	183,510,230	193,318,738	△ 9,808,508			計	686,649,522	777,345,148	△ 90,695,626
高額医療費共同事業負担金		7,902,083	6,551,127	1,350,956	退 職 者 職 等 被 保 者 分	療養給付費療養費	20,578,094	30,793,938	△ 10,215,844		
特定健康診査等負担金		1,008,000	966,000	42,000	高額療養費	2,753,997	6,014,404	△ 3,260,407			
普通調整交付金		41,839,000	49,797,000	△ 7,958,000	高額介護合算療養費	0	0	0			
特別調整交付金		1,901,000	3,105,000	△ 1,204,000	計	23,332,091	36,808,342	△ 13,476,251			
計		236,160,313	253,737,865	△ 17,577,552	審 査 支 払 手 数 料	1,479,051	1,688,686	△ 209,635			
療 養 給 付 費 交 付 金	療養給付費交付金	29,766,000	47,970,109	△ 18,204,109	計	711,460,664	815,842,176	△ 104,381,512			
	前期高齢者交付金	310,590,804	304,019,349	6,571,455	後 期 高 齢 者 支 援 金	123,364,011	121,763,590	1,600,421			
	高額医療費共同事業負担金	7,902,083	6,551,127	1,350,956	事 務 費 拠 出 金	8,820	10,088	△ 1,268			
	特定健康診査等負担金	1,008,000	966,000	42,000	計	123,372,831	121,773,678	1,599,153			
	第一号道調整交付金	34,976,000	37,079,000	△ 2,103,000	前 期 高 齢 者 納 付 金	87,185	111,215	△ 24,030			
	第二号道調整交付金	24,139,000	19,487,000	4,652,000	事 務 費 拠 出 金	8,820	10,088	△ 1,268			
	計	68,025,083	64,083,127	3,941,956	計	96,005	121,303	△ 25,298			
	道 支 出 金	第一号道調整交付金	34,976,000	37,079,000	△ 2,103,000	医 療 費 拠 出 金	0	0	0		
		第二号道調整交付金	24,139,000	19,487,000	4,652,000	事 務 費 拠 出 金	5,293	5,671	△ 378		
	連 合 会 支 出 金	0	0	0	計	5,293	5,671	△ 378			
共 同 事 業 交 付 金	高額医療費共同事業交付金	26,580,229	34,202,630	△ 7,622,401	介 護 納 付 金	51,527,185	51,868,570	△ 341,385			
	保険財政共同安定化事業交付金	90,706,485	101,974,536	△ 11,268,051	共 同 事 業 拠 出 金	高 額 医 療 費 共 同 事 業 拠 出 金	31,608,334	26,204,510	5,403,824		
	計	117,286,714	136,177,166	△ 18,890,452	保 險 財 政 共 同 安 定 化 事 業 拠 出 金	109,720,296	109,571,662	148,634			
繰 入 金	保険基盤安定(保険税軽減分)	30,726,525	29,510,775	1,215,750	其 他	662,176	0	662,176			
	保険基盤安定(保険者支援分)	7,638,233	7,349,763	288,470	計	141,990,806	135,776,172	6,214,634			
	小 計	38,364,758	36,860,538	1,504,220	保 險 事 業 費	3,211,251	2,638,900	572,351			
	事務費	35,105,981	36,664,046	△ 1,558,065	特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	3,722,648	4,359,956	△ 637,308			
	出産育児一時金	840,000	2,520,000	△ 1,680,000	計	6,933,899	6,998,856	△ 64,957			
	財政安定化支援事業	11,802,000	12,269,000	△ 467,000							
	その他	5,187,138	6,983,475	△ 1,796,337							
計	91,299,877	95,297,059	△ 3,997,182								
そ の 他 の 収 入	911,004	1,466,768	△ 555,764	そ の 他 の 支 出	6,011,670	25,137,391	△ 19,125,721				
小 計 ( 単 年 度 収 入 )	1,070,504,168	1,128,846,722	△ 58,342,554	小 計 ( 単 年 度 支 出 )	1,075,025,283	1,192,503,777	△ 117,478,494				

単 年 度 収 支 差	△ 4,521,115	△ 63,657,055	59,135,940
-------------	-------------	--------------	------------

基 金 等 繰 入 金	5,000,000	63,000,000	△ 58,000,000	基 金 等 積 立 金	0	0	0
繰 越 金	2,017,386	2,674,441	△ 657,055				
収 入 合 計	1,077,521,554	1,194,521,163	△ 116,999,609	支 出 合 計	1,075,025,283	1,192,503,777	△ 117,478,494

収 支 差 引 残	2,496,271	2,017,386	478,885
-----------	-----------	-----------	---------

平成27年第1回 国保運営協議会議事録

事務局 熊木課長	開会宣言 ※会長が決定するまで、仮議長として議事進行をする。
駒井町長	運営委員委嘱状の交付
事務局 熊木課長	成立報告 委員9名中 8名出席 羽幌町国民健康保険条例施行規則第4条により協議会成立を宣言。
駒井町長	挨拶
事務局 熊木課長	議案第1号 羽幌町国保運営協議会会長及び職務代理者の選任について選任方法を協議会に諮る。
加藤委員	事務局案でお願いしたい。
事務局 熊木課長	事務局案では会長には米澤委員、職務代理者には西村委員の再任を提案させていただきます。
委員全員	米澤委員(会長)、西村委員(職務代理者)として全員が承認。
事務局 熊木課長	羽幌町国民健康保険条例施行規則第5条により、会長が議長となるため、交代となります。
米澤会長	会長挨拶
議長 (米澤会長)	議事録署名委員の指名 羽幌町国民健康保険条例施行規則第11条第2項により、会長が米山委員と堀川委員を指名。
議長 (米澤会長)	報告第1号 羽幌町国民健康保険税賦課限度額の改正について →事務局に説明を求める。
事務局 室谷係長	報告第1号について説明
議長 (米澤会長)	提案された議案について質疑は無いでしょうか？
委員全員	特になし。
議長 (米澤会長)	議案第2号について承認します。 承認
議長 (米澤会長)	報告第2号 羽幌町国民健康保険事業経理状況について事務局に説明を求める。
事務局 藤田主事	報告第2号について説明

議長（米澤会長）	提案された議案について質疑は無いでしょうか？
加藤委員	支払準備基金とはそもそもどこからできたもので、現在推移はどのようになっているか？
事務局	<p>法律にて基金を積み立てれるようになっている。過去に国保会計に余裕があった年度に積立金として、不測の事態に備え積み立てていた。近年は財政に余裕がなく今年度は500万円、平成25年度は6300万円、平成24年度は1300万円と取り崩しを行っている。</p> <p>平成30年度に予定されている国保財政運営の都道府県化まではこの基金を使用し、国保会計の維持を行っていきたい。</p>
加藤委員	特定健診の受診率のことが取り沙汰されているが、一定以下の受診率の場合は将来ペナルティとして国からの支援金に影響があるのか？
事務局	<p>国庫支出金の特定健康診査等負担金・調整交付金、また北海道支出金の特定健康診査等負担金・調整交付金に影響がある。</p> <p>特定健診を広く周知し、住民の方の健康維持を進めているがなかなか上がらない。中には常時医療機関に通ってるため特定検診を受けない方がいるので、医療機関からのご協力を得て、その方たちの情報を貰い、受診率を向上させようと取り組みを行っております。</p>
加藤委員	特定健診の受診率が低いことにより、交付金などが減らされることがあまり知られていないので、もう少し周知を行えば受診率もあがるのでは？
事務局	健康推進課とも協力して取り組んでいきたい。
米山委員	世間的にジェネリックを使用を進められいて、医療費削減に努めているが負担金や保険料など高齢者の負担が多くなっている。
事務局	ジェネリックの使用については国保会計の負担が圧縮されるが、成分など同じであっても、効果が違うことがあるので注意して推奨したい。
議長（米澤会長）	他に質疑がなければ、議案第3号について承認します。 承認
議長（米澤会長）	閉会宣言

# 羽幌町国民健康保険運営委員名簿

【任期：平成27年6月1日～平成29年5月31日】

区分	委員名	選任年月日	住所	出欠状況
公益	米澤幸雄	H27. 6. 1	南7条1丁目 2番地の19	出席
〃	西村教子	H19. 06. 01	南町16番地の69	出席
〃	太田睦子	H25. 6. 1	南大通1丁目 25番地	出席
医師等	加藤隆一	H11. 6. 1	南6条5丁目 13番地の1	出席
〃	米山一夫	H25. 6. 1	南3条3丁目 5番地	出席
〃	福井俊之	H25. 6. 1	南大通2丁目 13番地	欠席
被保険者	小川原陽子	H 9. 6. 1	栄町84番地の20	出席
〃	堀川理智子	H 9. 6. 1	南7条5丁目 27番地の10	出席
〃	鉢呂壽子	H27. 6. 1	緑町66番地の34	出席